

佐世保工業高等専門学校半導体人材育成センターの廃止に関する申合せ

(令和7年8月5日制定)

(趣旨)

第1条 この申合せは、佐世保工業高等専門学校半導体人材育成センター規則（令和7年8月5日制定）第15条に基づき、佐世保工業高等専門学校半導体人材育成センター（以下「センター」という。）の廃止に関し、必要な事項を定めるものである。

(廃止)

第2条 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合に、廃止するものとする。

- 一 センター運営委員会がセンターの運営に必要な教員を確保できないと判断したとき。
- 二 センター運営委員会がセンターの業務に対する需要がないと判断したとき。
- 三 校長がセンターを廃止すべきと判断したとき。

(その他)

第3条 センターの廃止に関する事項については、運営会議、校務執行会議の議を経て校長の判断によるものとする。

附 則

この申合せは、令和7年8月5日から施行する。